

○令和 7 年度健全化判断比率等の状況

令和 7 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率は、いずれの指標も基準を下回っているため、“健全である”といえます。

《健全化判断比率》

(単位：%)

区 分	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
比 率	—	—	7.4	—
早期健全化基準	14.43	19.43	25.0	350.0

※ 「—」表示は、赤字額がないことを表す。

《資金不足比率》

(単位：%)

区 分	対象となる会計	資金不足比率	備 考
比 率	下水道事業会計	—	301,650 千円
経営健全化基準		20.0	

※ 「—」表示は、資金不足額がないことを表す。

※ 「備考」欄は、資金不足比率の算定に用いた事業の規模である。

1 健全化判断比率について

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」により、地方公共団体は、健全化判断比率（4指標）を監査委員の審査に付したうえで議会に報告し、公表することになっています。

令和 7 年度決算に基づく健全化判断比率は、以下のとおりです。

いずれの指標も早期健全化基準を下回っているため、健全であるといえます。

（単位：％）

区 分	実質赤字比率	連結実質赤字比	実質公債費比率	将来負担比率
比 率	— (-9.08)	— (-12.26)	7.4	— (-34.1)

※実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、赤字額がないため「—」で表示します。

※将来負担比率は、将来負担額を充当可能財源等が上回り、マイナス比率となるため「—」で表示します。

早期健全化基準	14.43	19.43	25.0	350.0
財政再生基準	20.0	30.0	35.0	

※ 健全化判断比率4指標のいずれかが早期健全化基準以上となった場合、早期健全化団体として自主的に財政の健全化を図るため、次のことを行う必要があります。

- ・ 財政健全化計画を策定し、議会の議決を経て速やかに公表
- ・ 策定した財政健全化計画を総務大臣、県知事に報告
- ・ 毎年度、財政健全化計画の実施状況を議会に報告し、公表
- ・ 個別外部監査契約に基づく監査

※ 健全化判断比率のうち将来負担比率を除く3指標のいずれかが財政再生基準以上となった場合、財政再生団体として国の関与を受けながら財政の再生を図るため、次のことを行う必要があります。

- ・ 財政再生計画を策定し、議会の議決を経て速やかに公表
- ・ 策定した財政再生計画を総務大臣に協議し、同意を求めることができる
- ・ 同意がない場合には、災害復旧事業など一部の町債を除き、町債の発行は不可能
- ・ 毎年度、財政再生計画の実施状況を議会に報告し、公表
- ・ 個別外部監査契約に基づく監査

(1) 実質赤字比率

(趣旨) 一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の赤字額 (実質赤字額)}}{\text{標準財政規模}} = \frac{0}{6,021,136} \text{ 千円} = \boxed{- \%}$$

実質赤字額
-546,798

 千円 = -

一般会計
546,798

 -

濁水特会

 千円

※負の場合は0

- 一般会計等：公営企業(下水道事業)、国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険、介護サービスを除く会計(昭和町では一般会計のみ)
- 実質赤字額：繰上充用額 + (支払繰延額 + 事業繰越額)
 - ・ 繰上充用額：歳入不足のため、翌年度歳入を繰り上げて充用した額
 - ・ 支払繰延額：実質上歳入不足のため、支払いを翌年度に繰り延べた額
 - ・ 事業繰越額：実質上歳入不足のため、事業を繰り越した額
- 標準財政規模：地方公共団体の一般財源の標準的な収入規模を表すもの

(2) 連結実質赤字比率

(趣旨) 全会計を対象とした実質赤字額及び資金の不足額の標準財政規模に対する比率

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{(連結実質赤字額)}}{\text{標準財政規模}} = \frac{0}{6,021,136} \text{ 千円} = \boxed{\text{— \%}}$$

連結実質赤字額
−738,407

千円
=

①
0

+

②
0

−

③
609,536

−

④
128,871

千円

※負の場合は0

- ① 一般会計及び公営企業(地方公営企業法適用企業・非適用企業)以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字額の合計額
- ② 公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額
- ③ 一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字額の合計額
- ④ 公営企業の会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計額

○ 標準財政規模：地方公共団体の一般財源の標準的な収入規模を表すもの

(3) 実質公債費比率

(趣旨) 一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

R7	7.02004%
----	----------

$$= \frac{(469,567 + 317,145) - (15,314 + 375,040)}{6,021,136 - 375,040}$$

※単年度比率

準元利償還金	千円	=	① 0	+	② 264,549	+	③ 52,061	+	④ 0	+	⑤ 535	千円
317,145												

- ① 満期一括償還地方債について、償還期間を30年とする元金均等年賦償還をした場合の1年当たりの元金償還金相当額
- ② 一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還に充てたと認められるもの
- ③ 組合・地方開発事業団(組合等)への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの
- ④ 債務負担行為に基づく支出のうち、公債費に準ずるもの
- ⑤ 一時借入金の利子(元金償還金に伴う一時借入利子)

実質公債費比率 (3か年平均)	7.4%
--------------------	------

	実質公債費比率(単年度)
令和 5 年度	8.21563
令和 6 年度	7.01064
令和 7 年度	7.02004

(4) 将来負担比率

(趣旨) 一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

将来負担比率 — %	= $\frac{6,147,384 - (4,995,348 + 146,421 + 2,932,804)}{6,021,136 - 375,040}$
----------------------	---

将来負担額 6,147,384	千円 = <table style="display: inline-table; border: 1px solid black; text-align: center;"> <tr><td style="padding: 2px 10px;">①</td></tr> <tr><td style="padding: 2px 10px;">2,452,762</td></tr> </table> + <table style="display: inline-table; border: 1px solid black; text-align: center;"> <tr><td style="padding: 2px 10px;">②</td></tr> <tr><td style="padding: 2px 10px;">0</td></tr> </table> + <table style="display: inline-table; border: 1px solid black; text-align: center;"> <tr><td style="padding: 2px 10px;">③</td></tr> <tr><td style="padding: 2px 10px;">3,247,851</td></tr> </table> + <table style="display: inline-table; border: 1px solid black; text-align: center;"> <tr><td style="padding: 2px 10px;">④</td></tr> <tr><td style="padding: 2px 10px;">401,564</td></tr> </table>	①	2,452,762	②	0	③	3,247,851	④	401,564
①									
2,452,762									
②									
0									
③									
3,247,851									
④									
401,564									
	+ <table style="display: inline-table; border: 1px solid black; text-align: center;"> <tr><td style="padding: 2px 10px;">⑤</td></tr> <tr><td style="padding: 2px 10px;">45,207</td></tr> </table> + <table style="display: inline-table; border: 1px solid black; text-align: center;"> <tr><td style="padding: 2px 10px;">⑥</td></tr> <tr><td style="padding: 2px 10px;">0</td></tr> </table> + <table style="display: inline-table; border: 1px solid black; text-align: center;"> <tr><td style="padding: 2px 10px;">⑦</td></tr> <tr><td style="padding: 2px 10px;">0</td></tr> </table> + <table style="display: inline-table; border: 1px solid black; text-align: center;"> <tr><td style="padding: 2px 10px;">⑧</td></tr> <tr><td style="padding: 2px 10px;">0</td></tr> </table> 千円	⑤	45,207	⑥	0	⑦	0	⑧	0
⑤									
45,207									
⑥									
0									
⑦									
0									
⑧									
0									

- ① 一般会計等の当該年度の前年度末における地方債残高
- ② 債務負担行為に基づく支出予定額(地方財政法第5条各号の経費等に係るもの)
- ③ 一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの繰入見込額
- ④ 当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担等見込額
- ⑤ 退職手当支給予定額(全職員に対する期末要支給額)のうち、一般会計等の負担見込額
- ⑥ 地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額、その者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額
- ⑦ 連結実質赤字額
- ⑧ 組合等の連結実質赤字額相当額のうち、一般会計等の負担見込額

○将来負担額から控除されるもの

- ・ 地方債の償還額等に充当することができる地方自治法第241条の基金
- ・ 地方債の償還額等に充当可能な特定の歳入
- ・ 地方債の償還等に要する経費として基準財政需要額に算入されることが見込まれる額

2 資金不足比率について

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」により、地方公共団体は、公営企業会計の資金不足比率を監査委員の審査に付したうえで議会に報告し、公表することになっています。

本町では、下水道事業会計が該当し、令和7年度決算に基づく資金不足比率は、以下のとおりです。

経営健全化基準を下回っているため、健全であるといえます。

(単位：％)

区 分	資金不足比率	備考（事業の規模）
下水道事業会計	— (－42.72)	301,650 千円

※ 資金不足比率は、資金の不足額がないため「—」で表示します。

経営健全化基準	20.0	
---------	------	--

※ 資金不足比率が経営健全化基準以上となった場合、経営健全化団体として、当該公営企業の経営の健全化を図るため、次のことを行う必要があります。

- ・ 経営健全化計画を策定し、議会の議決を経て速やかに公表
- ・ 策定した経営健全化計画を総務大臣、県知事に報告
- ・ 毎年度、経営健全化計画の実施状況を議会に報告し、公表
- ・ 個別外部監査契約に基づく監査

資金不足比率

(趣旨) 公営企業の資金不足額の事業の規模に対する比率

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}} = \frac{0}{301,650} \text{ 千円} = \boxed{\text{— \%}}$$

○ 資金の不足額 = A + B - C (-D)

$$\left[\begin{array}{l} \text{A : } \boxed{\text{流動負債の額}} - \boxed{\text{控除企業債等}} - \boxed{\text{控除未払金等}} - \boxed{\text{控除額}} - \boxed{\text{PFI建設事業費等}} \\ \text{B : } \boxed{\text{算入地方債の現在高}} \\ \text{C : } \boxed{\text{流動資産の額}} - \boxed{\text{控除財源}} - \boxed{\text{控除額}} \\ \text{D : } \boxed{\text{解消可能資金不足額}} \end{array} \right]$$

○ 事業の規模(法適用企業) = ①営業収益の額 - ②受託工事収益の額

事業の規模
301,650

千円
=

①
301,650

-

②
0

千円

○健全化判断比率等に関する用語の説明

用 語	説 明
財 政 健 全 化 法	地方公共団体の財政状況を統一的な指標で明らかにし、財政の健全化や再生が必要な場合に迅速な対応を取るための「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が平成19年6月22日に公布され、地方公共団体は、平成19年度の決算数値から健全化判断比率（実質赤字比率・連結実質赤字比率・実質公債費比率・将来負担比率）及び資金不足比率を監査委員の審査に付したうえで議会に報告し、公表することとされた。
健 全 化 判 断 比 率	実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の4つの財政指標の総称。この指標のいずれかが基準以上となった場合には、財政健全化計画又は財政再生計画を策定し、財政の健全化を図らなければならない。
標 準 財 政 規 模	地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模を示すものであり、普通交付税の算定により算出される。
実 質 赤 字 比 率	一般会計等（昭和町では一般会計のみ）を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率。
連 結 実 質 赤 字 比 率	特別会計や公営企業会計を含む全会計を対象とした実質赤字額及び資金の不足額の標準財政規模に対する比率。
実 質 公 債 費 比 率	一般会計等（昭和町では一般会計のみ）が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模を基本とした額に対する比率。（過去3年間の平均）
将 来 負 担 比 率	一般会計等（昭和町では一般会計のみ）が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額に対する比率。
早 期 健 全 化 基 準	財政健全化計画を定めなければならない健全化判断比率の基準。 ・実質赤字比率 11.25%～15%（標準財政規模により変動） ・連結実質赤字比率 16.25%～20%（標準財政規模により変動） ・実質公債費比率 25% ・将来負担比率 350%
財 政 再 生 基 準	財政再生計画を定めなければならない健全化判断比率の基準。 ・実質赤字比率 20% ・連結実質赤字比率 30% ・実質公債費比率 35%
資 金 不 足 比 率	公営企業会計（昭和町では下水道事業会計が該当）の資金不足額の事業の規模に対する比率。 資金不足比率が経営健全化基準（20%）以上である地方公共団体は、経営健全化計画を策定し、経営の健全化を図らなければならない。